

【別紙2】新聞社の契約書の点検表（1頁目）二重線 —— で囲んだものは、新聞社から現在の契約書として送付されたもの。その他のものは、会員が受領した契約書を収集したもの
 ○は記載あり、■は記載枠自体がない、×は記載枠はあるが記入なし、－は記入がないが問題はない、△は記載はあるが不備、空欄は不明または見本のため

商品の種類 商品名 商標	契約年月日 年 月 日	数量 (契約期間)	価格 (月極購読料)	代金の 支払い 時期 方法	引渡時期 (配達日)	販売業者の						契約締結 した 者の 氏名	締結した 者の 氏名	クーリング・オフ								景品の 記載 (注) 1884円を景 品は不可	無代紙期間 の記載	備考	
						または 氏名	住所 社名・屋号	電話番号	法人代 表者 氏名	解約できる旨	8日間			妨害時の 規定	発信主義	違約金の 不請求	引取費用 負担する	使用利益 の不請求	代金を返 還する	赤字赤 枠表示					
朝日新聞①	22 2 25	○	×	■	■	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	△	×	○	○	商品券 7000円	－	代金支払時期・方法・配達日の欄がない。クーリング・オフの記載で、引取費用の「支払い義務はない」を「支払い業務はない」と誤植されている。特約として「全国どこに転居しても継続して購読をお願い致します、途中解約の場合は違約金をいただく場合があります」。
朝日新聞②	24 10 ×	○	■	■	■							■	■	○	○	×	○	○	○	×	○	○	洗剤	3月	「訪問販売法という訪問販売」と書かれ、平成13年に特定商取引法に改称される前の古い契約書と思われる。購読料・代金支払時期・方法、配達日、担当者の欄がない。特約として「全国どこに転居しても継続されます」。
朝日新聞③	× × × 25年5月	○	×	×	×	－	－	○	○	○	○	×	×	○	○	△	○	○	○	○	○	○	油拭き2本 入×2個	－	クーリング・オフ妨害のときは「お客様が改めてクーリング・オフすることができる旨記載された書面を請求し受領することができます。その書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフをすることができます」と記載。
朝日新聞④	25 7 22	○	■	■	■	－	－	○	○	×	×	■	■	○	○	×	○	○	○	×	○	○	15×1	3月	朝日新聞②と同じ。
朝日新聞⑤	25年8月 会員が見本 として受領		○			■	○	○	○	○	○	－	－		○	○	○	○	○	○	○	○			配達日の欄がない。特約事項欄が4段あり景品を記載して受領者が署名捺印をする様式。特約として、クーリング・オフ時に景品の返品を請求する、中途解約時に景品の返品と残契約期間分の違約金を請求する、代金を延滞したときの延滞料を年14.6%とする規定を記載。
朝日新聞⑥	25 10 18	○	○	×	×	■	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	△	○	○	○	○	○	4000円 4000円	－	朝日新聞⑩と同じ
朝日新聞⑦	25 11 4	○	○	×	×	■	○	○	○	○	○	－	－	○	×	○	△	○	○	○	○	○	ギフト1	－	朝日新聞⑩と同じ
朝日新聞⑧	25 11 4	○	○	×	×	■	○	○	○	○	○	－	－	○	×	○	△	○	○	○	○	○	デパコレ 2種類	－	朝日新聞⑩と同じ
朝日新聞⑨	25 11 4	○	×	■	■	■	×	×	○	○	○	－	－	×	×	○	○	×	○	△	×	○		－	朝日新聞①と同じ
朝日新聞⑩	26年2月 最新版とし て受領					■									○	○	△	○	○	○	○	○			配達日の欄がない。クーリング・オフ妨害のときは「お客様が改めてクーリング・オフすることができる旨記載された書面を請求し受領することができます。その書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフをすることができます」と記載。特約事項欄が4段あり景品を記載して受領者が署名捺印をする様式。

【別紙2】新聞社の契約書の点検表（2頁目）二重線 —— で囲んだものは、新聞社から現在の契約書として送付されたもの。その他のものは、会員が受領した契約書を収集したもの
 ○は記載あり、■は記載枠自体がない、×は記載枠はあるが記入なし、－は記入がないが問題はない、△は記載はあるが不備、空欄は不明または見本のため

商品の種類 商品名 商標	契約年月日 年 月 日	数量 (契約期間)	価格 (月極購読料)	代金の 支払い 時期	支の 方法	引渡時期 (配達日)	販売業者の					契約締結 した 者の 氏 名	締結 した 者の 氏 名	クーリング・オフ							景品の 記載 (注) 1884円を 超える景 品は不可	無代紙期間 の記載	備考			
							または 氏 名	住所 社名・屋号	電話番号	法人代 表者 氏 名	解約できる旨			8日間	妨害時の 規定	発信主義	違約金の 不請求	引取費用 負担する	使用利益 の不請求	代金を返 還する				赤字赤枠 表示		
神戸新聞 ①	24 5 14	○	×	×	×	○								○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	10000 入れ月		日経新聞を契約したら、神戸新聞の契約書を交付された。特約として、(2)ご契約者様の都合により（入院、出産等）1カ月以上の長期留守止めをされた場合は、ご契約期間満了後その相当期間を延長させて頂きます。 (3)万一、契約を解約する場合、契約に伴う景品をお届け済みの時はその景品の返還または相当金額の請求をします。 (その他)購読期間中または予約中に引越等住居移転される場合、移転先販売所において本契約の購読期間満了まで引き続き購読頂きます。
神戸新聞 ②	25 6 29	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	商品券 5000円	－	毎日新聞を契約したら、神戸新聞の契約書を交付された。あとは神戸新聞①と同じ
神戸新聞 ③	26年1月 最新版とし て受領					○								○	○	○	○	○	○	○	×	○	○			(2)月の途中において購読の開始又は終了もしくは中止の時は、当該月の購読料は月額購読料を日割り計算します。日割り計算方式は、月額購読料の範囲内で、実際の購読日数に1部売り単価を乗じた額。「計算式：実配日数×1部売り単価＝請求金額（ただし月額購読料を超えない）」 (3)ご契約者様の都合により（入院、出産等）1カ月以上の長期留守止めをされた場合は、ご契約期間満了後その相当期間を延長させて頂きます。 (4)万一、契約を解約する場合、契約に伴う景品をお届け済みの時はその景品の返還または相当金額の請求をします。 (住居移転について)購読期間中または予約中に引越等住居移転される場合、移転先販売所において本契約の購読期間満了まで引き続き購読になれますので上記販売店までご連絡ください。
産経新聞 ①	25 3 29	○	○	×	×	■	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	－	2月	神戸新聞を契約したら、産経新聞の契約書を交付された。配達開始日の欄がない。 特記事項として、1. 月の途中において購読の開始又は終了若しくは中止がなされる場合は当該月の購読料は月額購読料を日割り計算とします。日割り計算方式は月額購読料の範囲内で、実際の購読日数に1部売り単価を乗じた額。計算式：実配日数×1部売り単価＝請求金額（ただし月額購読料を超えない）。 3. 契約の解除を申し出たときにおいて、相手方は申し出た方に対して損害金の請求を行うことができます。 転居の際は、移転先の販売所から継続して購読することが出来ます。
産経新聞 ②	25 10 4	○	×	×	×	■	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	－	2月	配達開始日の欄がない。 特記事項として、転居の際は、4. 移転先の販売所から継続して購読することとします。他は産経新聞①と同じ
産経新聞 ③	26年2月 最新版受領					■								○	○	○	○	○	○	○	×	○	○			産経新聞①から、契約書の大きさがA4判に変わったが、特記事項の内容は産経新聞①と同じ。

【別紙2】新聞社の契約書の点検表（3頁目）二重線 —— で囲んだものは、新聞社から現在の契約書として送付されたもの。その他のものは、会員が受領した契約書を収集したもの
 ○は記載あり、■は記載枠自体がない、×は記載枠はあるが記入なし、－は記入がないが問題はない、△は記載はあるが不備、空欄は不明または見本のため

商品の種類 商品名 商標	契約年月日 年 月 日	数量 (契約期間)	価格 (月極購読料)	代金の 支払い 時期	支 付 方 法	引渡時期 (配達日)	販売業者の					契約締結 した 者の 氏 名	クーリング・オフ 8日間 解約できる旨	妨害時の規定	発信主義	違約金の不請求	引取費用負担する	使用利益の不請求	代金を返還する	赤字赤枠表示	景品の 記載 (注) 1884円を景 品は不可 を超える	無代紙期間の記載	備考		
							または 氏 名	住所 社名・屋号	電話番号	法人代 表者 氏 名	の は 者 氏 名														
日経新聞①	26年2月 最新版として受領		○			○							○	○	○	○	○	○	×	○	○			月の途中の解約については、「月の途中において購読の開始または終了、若しくは中止がなされる場合の、金額については販売店にお問い合わせください。」のみ記載されている。	
毎日新聞①	24 11 3	○	×	×	×	■	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	配達開始日、契約締結担当者氏名の欄がない。「購読契約期間内の転宅は契約満了日まで継続購読とします」と特約
読売新聞①	24 4 30	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	配達開始日の欄があるが、記載なし。お約束事項欄は景品が2段書けて客が捺印する様式。特約として、転居の際は「転居先の販売店が残りの購読期間を引き継がせていただきます」と記載。
読売新聞②	× × × 24年12月	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	九州で契約した契約書
読売新聞③	25 3 8	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ワクワク セット2回	配達開始日の欄があるが、記載なし。お約束事項欄があるが、ここには客が捺印する所はない。
読売新聞④	25 3 17	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	カタログ 2品	2月 読売新聞③と同じ
読売新聞⑤	25 4 27	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1月 読売新聞③と同じ
読売新聞⑥	25 7 5	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	グルメA 配達開始日の欄があるが、記載なし。お約束事項欄が広く、販売店が「いかなる理由でも途中解約の場合はサービス相当額を現金にて支払います。転居の場合は、事前に貴販売店に連絡し、転居先にて契約どおりに購読します」というゴム印を押す。